

総合型地域スポーツクラブ上川ネット規約

(名 称)

第1条 この会は、総合型地域スポーツクラブ上川ネット（以下「上川ネット」という。）と称する。

(目 的)

第2条 上川ネットは、上川管内の総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）相互の連携協調を図り、地域に根ざした生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 上川ネットは、前条の目的達成のため、つぎの事業を行う。

- (1) クラブ相互の交流、連絡、調整、協力、情報交換に関すること。
- (2) 全道関係組織との連携に関すること。
- (3) 関係諸機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

(構 成)

第4条 上川ネットは、第2条に規定する目的に賛同するクラブをもって構成する。

(会 議)

第5条 会議は、前条に規定するクラブから1名以上の出席者をもって構成する。

- 2 会議は、役員を選出、年度の方針、事業、予算、決算、規約の改正、その他運営事項を審議決定する。
- 3 会議の決議は、前条に規定するクラブの過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 4 前条に規定するクラブが会議に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。ただし、委任が前条に規定するクラブの過半数を超える場合は、第6条によることができる。

(書面による会議)

第6条 やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(役 員)

第7条 上川ネットに、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 役員任期は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、上川ネットを代表し、会務を総括する。
 - (2) 会長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代表する。
 - (4) 監事は、上川ネットの会計を監査する。

(会 計)

第8条 上川ネットの経費は、年会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 年会費は、1クラブ5,000円とする。
- 3 上川ネットの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 上川ネットの事務処理のため、事務局を公益財団法人旭川市スポーツ協会内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、上川ネットの運営について必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附則

この規約は、平成27年3月5日から施行する。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。